

新年度「役員報酬」を決める時の注意点

平成 26 年 4 月 1 日
税理士 北岡 修一

4 月から新年度に入った会社も多いのではないのでしょうか？まずは、3 月までの決算をやらなければなりません、それと同時に、新年度の役員報酬も決めていかなければなりません。今回は、役員報酬を決めるにあたっての注意点を取り上げます。

Q 1 役員報酬の取り方については、いくつかの方法があるとのことですが、どのような方法があるのか教えていただけますか。

A 1 法人税法上、認められている役員報酬の取り方は、図表 1 のとおり 3 種類の取り方があります。認められているというのは、税務上の費用＝損金になるということです。役員といえどもその働きに応じて給与を取るわけですから、税務上きちんと損金になるように取らなければなりません。最も多いのは、1 の定期同額給与です。いわゆる毎月の役員報酬ですね。これは言葉どおり、1 年間を通じて定期的に（基本的には毎月）同額を支払っていき給与です。期の途中で役員報酬の額を変えると、損金に認められない部分が出てきます。増額変更した場合は、それ以後の増額した金額が、減額変更した場合は、変更前の金額の内減額した部分の金額が、税務上損金として認められなくなります。期中の変更は原則しないことが肝要です。

Q 2 定期同額給与は、いつ決めていつからいつまで同額でなければならないのですか？

A 2 役員報酬は、決算終了後 3 カ月以内に開かれる定時株主総会において決定されるのが、一般的です。定時株主総会後から、役員の職務執行期間が始まるものと考えられており、その時点から新たな役員報酬が決定されることとなります。具体的には定時株主総会で取締役や監査役の報酬総額が決定され、その後の取締役会や代表取締役の決定により、個々の役員報酬が決められることとなります。したがって、定時株主総会后、最初の給与あるいは翌月支払いの給与から変更になり、翌期の定時株主総会后まで同額である必要があります。定期同額といっても、決算後 3 カ月以内だけは変更することができ、その前後において同額が維持されていればよいわけです。

なお、新たに会社を設立した場合も、設立後 3 カ月以内に役員報酬の額を決めて、以後同額を取っていく必要があります。設立後 3 カ月を経過した後に決めた役員報酬は、損金に算入されませんので、ご注意ください。

Q 3 期中、役員報酬を増額したり減額したりすることは、いかなる場合もできないのですか？変更できるとしたら、どのような場合に変更できますか？

A 3 基本的には期の途中で役員報酬を変えることはできませんが、例外はあります。それは図表2のとおり、臨時改定事由と業績悪化改定事由がある場合です。臨時改定事由とは、平取締役から専務取締役や代表取締役になったことなど、職制上の地位が変わった場合などです。また、業績が悪化して、対外的な関係などから下げざるを得ない場合などは、業績悪化改定事由により減額が認められています。ただし、これらの判断は客観的かつ具体的に説明できるように、慎重に行う必要があります。

Q 4 事前確定届出給与は、いつ決めて、どのようなことを届けるのですか？

A 4 事前確定届出給与とは、図表1のとおりあらかじめ所定の時期に役員に給与を支払うことを決めて税務署に届出る給与です。届出ることにより、その給与を損金に算入することができます。言ってみれば役員にも賞与を支払うことができる、ということです。ただし、あくまで金額を事前に決めておかなければなりませんので、業績に応じた賞与とすることはできません。年俸を毎月と一定の時期とでどのように取るかを定めることができるに過ぎません。事前確定届出給与も、基本的には定時株主総会で決めることになります。その後1ヵ月以内に税務署に、氏名、支払年月日、支払額等を届出る必要があります。

なお、新たに会社を設立した場合でも、設立後2ヵ月以内にこの届出をすることにより事前確定届出給与を支給することができます。

Q 5 状況が変わって、事前に届け出た給与の額と変わってしまった場合は、どうなるのですか？

A 5 届出た内容と違った内容（時期や金額）で支払った場合には、その支払った給与の金額は損金の額に算入することができません。この点は厳格に判断しますので、届出た内容を正確に遵守する必要があります。ただし、事前確定届出給与にも臨時改定事由が適用されます。すなわち、図表2の臨時改定事由が生じた場合には、その事由が生じた日から1ヵ月以内に変更届出を提出することにより、事前確定届出給与の額を変更することができます。

Q 6 非常勤役員に年数回支給する給与も、事前確定届出をしなければなりませんか？

A 6 同族会社の場合には、非常勤役員に年数回支給する給与であっても、事前確定届出が必要になります。非同族会社については、この場合には届出が不要になっています。

Q 7 利益連動給与は、同族会社でなければ取ることができますか？

A 7 利益連動給与は、非同族会社であって有価証券報告書を作成している会社でなければ取ることができません。利益連動は有価証券報告書の利益指標に基づいて計算されるからです。したがって、この給与が適用されるのは、基本的には上場企業ということになるでしょう。

<図表 1> 役員報酬の種類（役員退職金を除く）

区 分	概 要
定期同額給与	1ヶ月以下の一定期間ごとに支給される給与で、事業年度を通じて同額である給与
事前確定届出給与	一定の時期に確定額を支給する旨の届出書を、一定時期までに税務署に提出した上で支給する給与
利益連動給与	同族会社以外の会社が、利益に連動して支給する給与で、一定の条件を満たしているもの

<図表 2> 役員報酬を期の途中で改定してもよい場合

臨時改定事由	業績悪化改定事由
<ul style="list-style-type: none">・ 役員の職制上の地位の変更があった・ 役員の職務の内容に重大な変更があった・ 役員の不祥事等による一定期間の減額・ 病気のため職務が執行できなくなった・ その他これらに類するやむを得ない事情	<ul style="list-style-type: none">・ 経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じた場合 など